

① 下水道の整備推進

● 早期整備

- 下水道未整備地区における効果的な整備手法について検討し、早期整備に向けて取り組みます。

● 整備区域の適正化

- 今後の人口減少を見据えたコンパクトシティの考え方を踏まえ、佐世保市全体の適正な汚水処理整備について検討し、下水道整備区域の適正化を図ります。
- 下水道整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、地域のニーズや周辺環境への影響も踏まえて適切に設定する必要があります(右図)。現在、関係部局と連携・協議を行いながら市全体として早期に適切な汚水処理ができるよう検討を進めています。

適正な汚水処理整備区域の考え方

市街地の周辺部など(緑) ⇒ 浄化槽での汚水処理



人口集積のある市街地(赤) ⇒ 下水道での汚水処理

② 施設の老朽化への対応

● 老朽化施設の改築・更新

- 中部処理区の下水処理場(干尽町:ささほ競輪横)は、供用開始からまもなく60年を経過するため、処理場内の設備や処理場周辺の下水道管等は老朽化が進んでいます。
- 老朽化施設の計画的な改築・更新を行い、安定した下水道処理の継続を図ります。

中部下水処理場(干尽町)



下水道ビジョン2020は、
水道局ホームページに掲載しています。是非、ご覧ください。



佐世保市の貴重な財産である海・川の水質環境の保全を図るため、下水道への接続や自宅内の排水設備の適正管理について市民の皆様のご協力を引き続きお願いいたします。



お問い合わせは

佐世保市水道局 ▶ ☎ 0956-24-1151 (代表)

佐世保市水道局ホームページ ▶ 佐世保市水道局 検索



1

佐世保市下水道ビジョン2020とは

佐世保市が目指す下水道の将来像を定めるマスタープラン

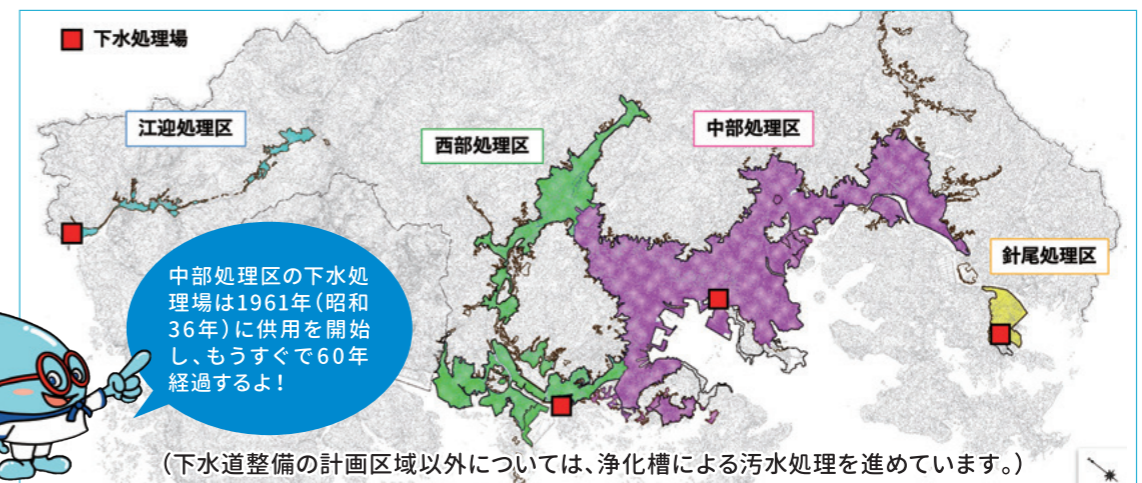
- 「下水道ビジョン」とは、佐世保市総合計画に基づき、下水道の今後10年間の基本方針を定めるマスタープラン(基本計画)です。
- 今年度、今後10年間の基本方針を新たに定めましたので、その概要についてお知らせします。



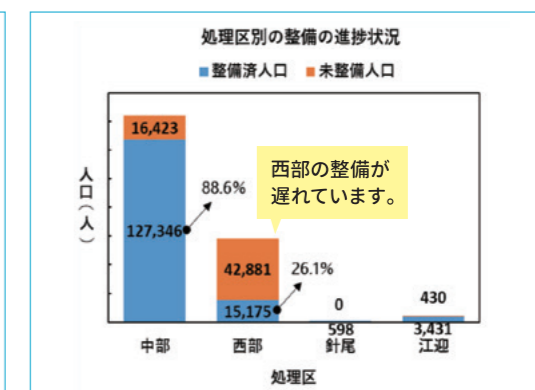
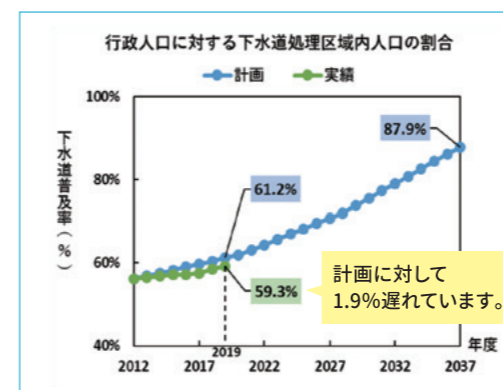
2

佐世保市の下水道計画の現状

- 佐世保市では市街地(市街化区域)を中心に下水道整備の計画区域を設定しています。
- 下水処理場および処理区は地形的特性を踏まえて4つに分かれています(下図)。



- 2012年度(平成24年度)に新たな整備計画を策定し、現在も2037年度(令和19年度)の整備完了を目指して中部・西部処理区の整備を進めています。
- 2019年度(令和元年度)の整備状況は下図のとおりで、計画に対する整備の遅れや西部処理区の早期整備が課題となっています。

最終ページに
続くよ!

未来につなぐ信頼される佐世保の水道



水道管の更新工事と通行止めについて

山の田水系水道施設統合更新事業について

山の田水系水道施設統合更新事業として、これまでに浄水場(水をきれいにするところ)、配水池(水を貯めるところ)を新しくしてきました。現在は、配水本管(水を配る大動脈の管)を新しくする工事を行っています。

昨今、豪雨や地震などの自然災害が頻発しており、古くなった水道管は耐震性が低いために、大規模な断水となるおそれがあります。佐世保市では、災害にも強い水道管を採用しています。



水道管の更新工事について

配水本管の工事は、平成29年から山の田浄水場～山の田駅の区間(シールド工区)を施工しております。令和3年からは、山の田駅～城山交差点(国道204号)の区間(開削工区)で工事を予定しております。
山の田浄水場～山の田駅～俵町商店街(市道宮田桜木町線)の区間は、道路幅が狭いことから、工事中は通行止めで行うようにしております。(詳細は右頁に記載)

地下にトンネルを作って、水道管を入れていく工事です

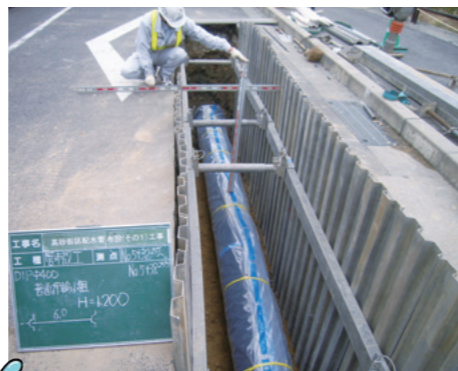
配水本管布設(シールド工区)



令和3年12月26日まで施工予定

地上から穴を掘って、水道管を入れていく工事です

配水本管布設(開削工区)



令和5年1月31日まで施工予定

通行止めについてのお知らせとお願い

下記の工事に関して、昼間(一部夜間)に通行止めで工事を行います。長期間の通行止めとなるため、工事区間の沿線の住民のみならず、沿線施設をご利用のみならず、道路ご利用のみならずには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

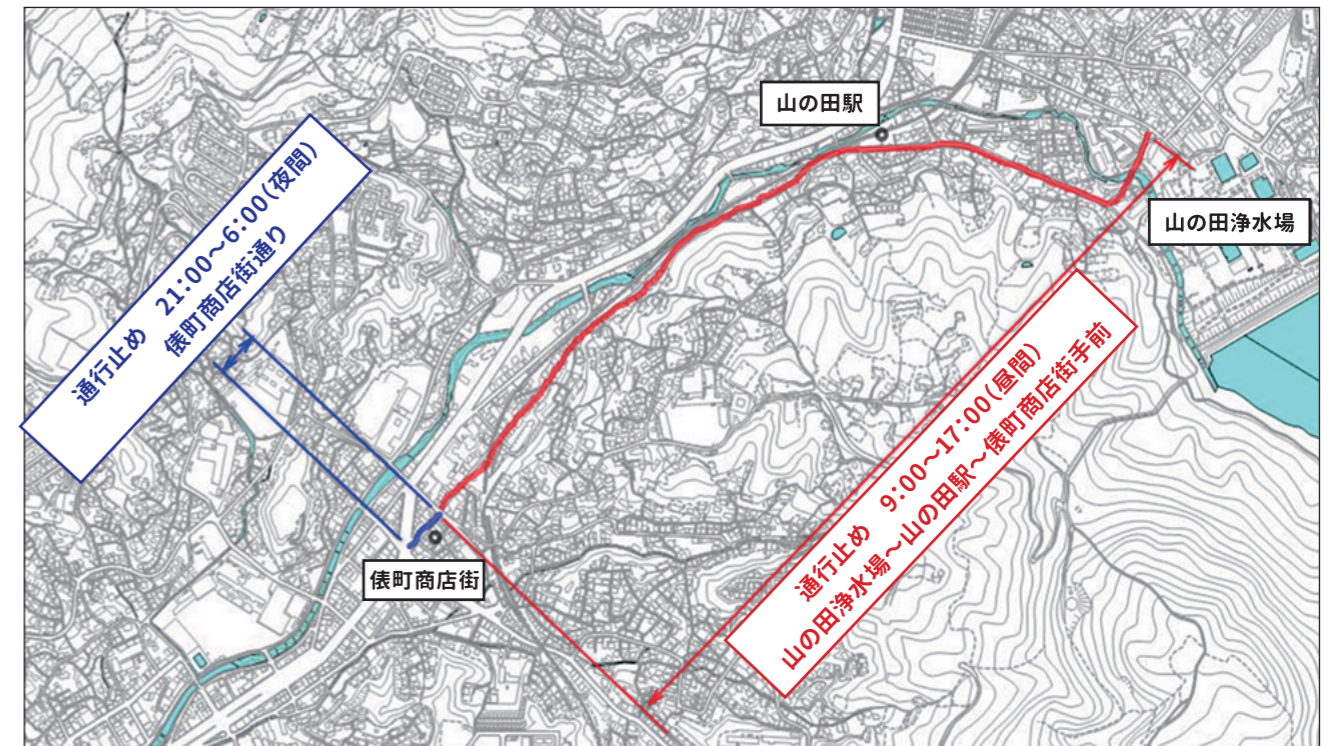


工事名:山の田水系配水本管(開削工区)布設工事
工期:令和2年11月19日～令和5年1月31日
施工業者:共立商工・創武建設工業・一建設共同企業体

通行止め区間、時間帯及び期間

山の田浄水場～俵町商店街手前 ▶ **9:00～17:00(昼間施工)**
 令和3年1月～令和5年1月のうち16カ月程度を予定

俵町商店街通り ▶ **21:00～6:00(夜間施工)**
 令和3年1月～令和5年1月のうち1カ月程度を予定



- 通行止め区間の起点・終点及びMR高架付近には 誘導員を配置し、車両誘導を行います。
- 矢峰・春日方面からの車両は、誘導員を配置し、縄手橋方面へ誘導し、迂回するよう促します。
- 通行止め区間(工事箇所)の通り抜けはできませんが、区間内にお住みの方やご用件のある方は進入可能です。
- 歩行者は通り抜け可能です。

《通行止めに関する情報は、水道局のホームページや水道だよりにて随時お伝えいたします。》

この工事に関する問い合わせは、水道施設課まで ☎0956-24-1151

